

平成 27 年 1 月 14 日付け通知
令和 2 年 3 月 10 日一部改正

上越市高齢者支援課

感染性胃腸炎やインフルエンザ等の感染症の発生時における市への報告基準

感染症の有症者が発生した場合には、速やかに市及び保健所へ報告が必要になりますので、下記のとおり、遅延・遺漏のないよう報告してください。

1 市及び保健所への報告を要する場合

- (1) 感染症又は食中毒が疑われる状況が生じた時…保健所に第一報を入れ、対応等相談すること
- (2) 下記報告基準のいずれかに該当する場合…市及び保健所へ報告すること

2 報告基準

- (1) 同一の感染症や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者・重篤患者が 1 週間以内に 2 人以上発生した場合
- (2) 同一の感染症や食中毒の患者、若しくはそれらが疑われる者について、「初めて発生したとき」及び「10 人以上又は全利用者の半数以上発生した場合」
- (3) 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

3 報告する内容

感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数、症状、施設における対応状況等

4 報告方法

当初の報告は電話連絡により迅速に行ってください。その後、必要に応じて書面での報告等を指示します。

なお、報告は別紙様式又は同等の内容を記載した書類にて提出してください。

5 報告書

市のホームページよりダウンロードしてください。

トップページ>介護保険>事故・感染症報告>様式 4 感染症、食中毒報告

6 その他

2 (2) 「初めて発生したとき」については、市へ報告してください。保健所への報告は不要です。